

沖縄県子どもの貧困対策計画

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題
- 第3章 指標の改善に向けた当面の重点施策
- 第4章 子どもの貧困に関する調査研究
- 第5章 連携推進体制の構築

平成28年3月

沖 縄 県

1 計画策定の趣旨

- 計画を策定する社会背景として、日本の子どもの貧困率の上昇、子どもの育ちや子育てをめぐる社会的、経済的な環境変化があります。
- 平成26年1月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行し、都道府県に計画策定の努力義務が既定され、平成24年に沖縄振興特別措置法が改正され、困難を有する青少年の修学及び就業への援助に努める既定が新たに盛り込まれています。
- 沖縄県では、全国と比較して、貧困状態で暮らす子どもが多く、子どもの生活と成長に影響を及ぼしていることが懸念されるため、沖縄県において克服すべき重要課題となっています。
- 子どもの貧困対策は、幅広い主体の参画と、ライフステージに沿って、切れ目のない総合的な支援と、地域の実情に即して、社会全体で取り組む必要があります。
- 以上のことを踏まえ、沖縄県における子どもの貧困の実態を明らかにし、子どもの貧困対策の基本方向を定める計画を策定します。

2 基本理念（子どもの貧困対策の目的、使命、ビジョン）

- 基本理念:社会の一番の宝である子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。
- 目的:貧困状態にある保護者に必要な支援を行い、そのような家庭で暮らす子どもが、社会に出て安定した仕事につき、希望する者は家庭を持ち健全に子どもを育て、社会に貢献できる人材として育成します。
- 県の使命:「つながり、皆で育む。」 貧困状態で暮らす子どもとその保護者に支援者がつながる仕組みを構築し、広く県民等と協働で目的を達成することです。
- ビジョン:基本理念、対策の目的、県の使命を踏まえ、中期的な目標として、別添に掲げるビジョンの実現に取り組みます。

3 基本方向

- (1) 支援を必要とする子どもとその家庭の実情の理解に努め、子どものライフステージに即して切れ目なく、個々の子どもが抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施します。
- (2) 子どもの貧困を社会全体の問題として、また、貧困の世代間連鎖を断ち切り、次世代の沖縄を担う人材育成策として取り組みます。
- (3) 教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通して、総合的に対策を推進します。
- (4) 貧困状態にある子どもの保護者に対しては、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの充実に取り組みます。
- (5) 県民の幅広い理解と協力を得ることにより、県民運動として展開します。

4 計画の位置付け、期間、対象となる者

- 計画の位置付け:「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく都道府県計画となります。
- 計画の期間:平成28年4月から平成34年3月までの6年間です。
- 計画に基づく支援の対象となる者:対象となる子どもの年齢については特に定めず、必要な支援ごとに対象者を定めることとします。

子どもの貧困対策のビジョン

子どもの貧困対策が適切に講じられた結果、6年後の平成34年3月には、

- 児童虐待やいじめで苦しむ子どもが減っています。
- 家庭で朝食を欠食したり、ひとりで食事をする子どもが減っています。
- その結果、不良行為で補導される少年が減り、青少年の犯罪も減っています。
- 全ての子どもが1日3食の食事をとり、体調が整い、体力が向上しています。
- 学校、地域の取組により、全ての子どもの勉強をする機会や部活動などに参加する機会が確保され、不登校や不本意な中途退学をする子どもの割合が減っています。その結果、高校を卒業し、希望する大学等に進学する子どもが増えています。
- 子どもたちの笑顔が増え、将来に夢や希望、目標を持ち、それを実現する自信を持つ子どもたちが増えています。
- 中学校・高校卒業時の進路未決定者や若年無業者が減っています。
- 生活のためにアルバイトをする生徒や学校卒業後、奨学金の返済に苦しむ若者が減っています。
- 希望する職に就き、安定して就労を継続し、経済的に自立した若者が増えています。
- 生活や経済の安定により、結婚や子どもを持つ希望が叶い、減少していた子どもの数が増え始めています。
- 働く親の雇用環境が改善し、所得が増え、貧困状態でなくなり、経済的に困窮するひとり親世帯や経済的な理由により親と一緒に住めない子どもが減っています。
- 保育所入所待機児童が解消されるなど、子育て家庭を支える環境が整っています。
- 愛情にあふれる父母や、安心して子育てをする保護者が増えています。

1 子どもの貧困の状況

(1) 支援の対象となる貧困状態で暮らす子ども

- 子どもの貧困対策を効果的に実施するためには、本県において支援の対象となる貧困状態で暮らす子どもの現状を把握する必要があります。
- しかしながら、我が国では、子どもの貧困の定義が明確でないことから、貧困状態で暮らす子どもについての現状認識、対策の必要性、目標の設定、必要な施策などの議論で共通理解が生まれにくい現状にあります。
- 子どもの貧困問題とは、経済的な困難が、子どもの生活や成長に様々な影響を及ぼす問題ですが、貧困が子どもの生活と成長に及ぼす影響には、短期間で深刻な影響が現れるものも、長い時間を経て徐々に影響が深刻化していくものもあります。
- 子どもの貧困に関する国の検討会における議論によると、国連では、子どもの貧困について、「子どもの権利条約に明記されている全ての権利の否定」と理解されているとのことです。
- このような考えも踏まえ、貧困状態で暮らす子どもの現状を把握するに当たっては、子どもや子育て家庭の状況を構造的に把握できるよう、単一の指標を用いるのではなく、複数の指標を組み合わせることとします。

図表1-1 「子どもの権利条約」四つの柱

子どもの権利	内 容
生きる権利	安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長することです。
守られる権利	あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られることです。
育つ権利	教育を受け、休んだり、遊んだり、様々な情報を得て自分らしく成長することです。
参加する権利	自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、ルールを守り活動することです。

出所:ユニセフホームページから沖縄県作成

1 子どもの貧困の状況

(2) 沖縄県における子どもの貧困の状況

- いくつかの指標を用い検証したところ、沖縄県では、貧困状態で暮らす子どもが多く、その割合は増加傾向で推移しています。
- また、全国と同様、ひとり親家庭は、厳しい状況にあります。

指 標	沖縄	全国	順位
生活保護率(H26年度)	2.40%	1.71%	5位
17歳以下人口に占める生活保護受給者数の割合(H26年度)	1.50%	1.30%	—
就学援助率(H25年度)	19.65%	15.42%	10位
認可私立保育所の費用徴収階層(第1階層及び第2階層)の割合(H25.10)	24.88%	14.47%	1位
子どもの貧困率(沖縄H26、全国H24)	29.9%	16.3%	—
子どもがいる大人が1人の世帯の貧困率(沖縄H26、全国H24)	58.9%	54.6%	—

2 子どもの貧困が生活や成長へ及ぼす影響

- 子どもの貧困は、子どもの生活や成長に様々な影響を及ぼすものとされています。子どもの生活と成長に関する指標等を確認したところ、沖縄県においても、子どもの貧困が子どもの生活と成長に様々な影響を及ぼしていることが危惧される状況にあります。

(1) 生活に及ぼす影響

指 標	沖縄	全国	順位
年次別離婚率(人口千対)(H26年)	2.53件	1.77件	1位
10万人当たりのDV相談件数(H26年度)	184.0件	94.6件	3位
10代婚姻率(H25年)	6.6%	3.4%	1位
10代の出産割合(H26年)	2.6%	1.3%	1位
中学校(公立)通塾率(H24) (平成27年度全国学力・学習状況調査)	51.4%	60.9%	—
母子世帯の通塾率(H25年度) (沖縄県ひとり親世帯等実態調査)	20.7%	—	—
父子世帯の通塾率(H25年度) (沖縄県ひとり親世帯等実態調査)	25.0%	—	—

2 子どもの貧困が生活や成長へ及ぼす影響

(2) 成長に及ぼす影響

指 標	沖縄	全国	順位
全国学力・学習状況調査 小学校平均正答率(国語A)(平成27年度)	69.3%	70.0%	33位
全国学力・学習状況調査 小学校平均正答率(算数A)(平成27年度)	77.7%	75.2%	6位
全国学力・学習状況調査 中学校平均正答率(国語A)(平成27年度)	70.0%	75.8%	47位
全国学力・学習状況調査 中学校平均正答率(数学A)(平成27年度)	55.8%	64.4%	47位
高等学校進学率(H27年)	96.4%	98.5%	47位
大学等進学率(H27年)	39.8%	54.5%	47位
小学校の不登校児童数(児童千人当たり)(H26年度)	4.6人	3.9人	12位
中学校の不登校児総数(生徒千人当たり)(H26年度)	32.0人	27.6人	5位
高等学校の不登校生徒数(生徒千人当たり)(H26年度)	28.2人	15.9人	2位
高等学校の中途退学率(H26年度)	2.2%	1.5%	1位
不良行為少年補導人員(19歳以下の少年人口千対)(H26年)	132人	32人	—
刑法犯少年の割合(19歳以下の少年人口千対)(H26年)	3.6人	2.6人	—
中学校卒業後進路未決定率(H27年)	2.5%	0.7%	1位
高等学校卒業後進路未決定率(H27年)	12.1%	4.4%	1位
若年無業者率(15歳～34歳)(H26年)	4.6%	2.1%	—

施策1

ライフステージに応じたつながる仕組みの構築

施策の方向性

- 子どものライフステージに応じて、支援を必要とする子どもや子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築します。
- 関係する支援者の確保と資質の向上に取り組みます。

○乳幼児期

- ・市町村における養育に関する相談、助言等の取組みの支援
- ・支援が必要な家庭を早期に把握する体制整備
- ・子育て世代包括支援センターの設置促進
- ・要保護児童対策地域協議会の運営支援
- ・民生委員・児童委員による妊産婦等の状況の把握
- ・保育所での子どもの健康状態及び発達状態の把握
- ・幼保連携型認定こども園での園児の健康状態等の把握
- ・幼稚園と家庭との連携強化の促進

○高校生期

- ・就学支援員等の配置、支援体制の構築
- ・スクールカウンセラーの配置推進

○支援を必要とする若者

- ・中卒無職少年、高等学校中途退学者への就学、就労支援

○小・中学生期

- ・子供の貧困対策支援員の配置促進
- ・スクールソーシャルワーカーの配置及び支援の強化
- ・学校と福祉関連機関との連携促進
- ・スクールカウンセラーの配置推進
- ・小・中アシスト相談員等による学校への集中・巡回支援
- ・要保護児童対策地域協議会への運営支援
- ・民生委員・児童委員による妊産婦等の状況の把握

○人材の確保と資質の向上

- ・養育支援を行う訪問支援者等に対する研修の充実
- ・子供の貧困対策支援員に対する研修の実施
- ・スクールソーシャルワーカーの待遇改善や支援体制の整備
- ・スクールソーシャルワーカーの研修の充実

施策2

ライフステージに応じた子どもへの支援 (1) 乳幼児期

施策の方向性

- 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育を提供します。
- 乳幼児の健全な発育・発達を図る観点から、保育や医療に係る経済的負担を軽減します。

<教育の支援>

- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担軽減及び質の向上
 - ・市町村の幼稚園就園奨励費補助制度による負担軽減の促進
 - ・保幼小連携の推進及び教職員の研修の充実

<生活の支援>

- 子どもを安心して育てることができる保育の提供等
 - ・待機児童の解消と保育士の確保
 - ・保育所等における食育の周知
 - ・夜間保育や延長保育等の保育サービスの支援
 - ・児童養護施設の小規模化や里親委託の推進
 - ・子育て世代包括支援センターの設置促進

<経済的支援>

- 保育に係る利用料負担の軽減
 - ・認可外保育施設を利用するひとり親家庭等の負担軽減
 - ・病児保育に係る市町村の取組の推進
- 子どもの健康確保
 - ・子どもに関する医療費助成で窓口支払いが困難な方への対策